

## 健康保険法の改正法案

健康保険法改正案が2026年3月13日に閣議決定された。厚生労働省は、現役世代を中心に保険料負担の上昇を抑制しながら、全世代を通じて医療保険制度に対する信頼や納得感を維持向上させる観点から給付と負担の見直しを行うとしている。以下、主な内容を個別にみていきたい。

第1に、より公平な負担の実現、効率的な給付の確保の観点から、OTC類似薬の調剤を受ける場合に、薬剤費の一部を保険給付外とし患者に負担を求める制度を創設するとしている。施行は27年3月を予定しているが、健保連でも課題提起したことへの対応でもあり着実な施行を願いたい。

第2に、75歳以上の後期高齢者について株式配当等の金融所得を保険料算定や自己負担割合の判定に反映させるため、金融機関等が法定調査を後期高齢者医療広域連合へ提出する義務等を設けるとしている。現在は確定申告しなければ金融所得が反映されず、不公平

との指摘に対応するものであるが、システム改修など施行までには時間もかかる見込みである。能力に応じた負担を求める観点から必要な対応であると考ええる。今後は、遺族年金が保険料算定等の際に所得として考慮されていない点などの検討も必要である。

第3に、現役世代への支援として出産費用の無償化に向けて、正常分娩に全国一律の基本単価を設定し、現物給付化を行うとしている。また、帝王切開の保険診療の一部負担金などの出産時の費用負担の軽減を図るため定額の現金給付も行うとしている。施行は公布後2年以内とし、基本単価など具体的な制度設計は今後行うこととなる。当分の間は施設単位で現行制度の適用を受けることも可能としているが、できる限り速やかに移行を進めるべきである。また、制度設計に当たっては現役世代の保険料負担への影響にも配慮が必要である。

第4に、高額療養費について支給要件等を定める際には、特に長

期療養者に適切に考慮するよう法律上規定するとしている。26年8月施行であるが具体的な支給要件は政令で定めるものであり、新たに年単位の上限額を設ける予定である。政令では、2月号の視点で掲載したように低所得者への配慮措置とともに後期高齢者の外来特別の見直し等も予定している。

第5に、協会けんぽの準備金残高が増加していることを踏まえ平均保険料率の引き下げと合わせ、26年度から28年度までの時限措置として、協会けんぽへの国庫補助の特例減額を各年度約500億円引き上げるとしている。

改正法案は、国民皆保険制度を維持していくために給付と負担の見直しを行うものだが、そのためには痛みの分かち合いが必要であることを関係者が理解する必要がある。また今回の改正法案だけでなく高齢者の窓口負担割合の見直し、現役並所得者への公費投入などの課題にも取り組んでいくことが必要である。